

一関市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則をここに公布する。

令和3年1月29日

一関市長 勝 部 修

一関市規則第11号

一関市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定基準等)

第2条 空家法第2条第2項の「特定空家等」に認定するための基準及び手続は、市長が別に定める。

(立入調査の通知)

第3条 空家法第9条第3項の通知は、空家等立入調査通知書（様式第1号）により行うものとする。

(立入調査員証)

第4条 空家法第9条第4項の証明書は、立入調査員証（様式第2号）とする。

(特定空家等の認定)

第5条 特定空家等に認定された空家等の所有者への通知は、原則として特定空家等認定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 前項の規定による通知を行った場合において、特定空家等の所有者又は管理者が必要な措置を講じたことにより、当該特定空家等の状態が改善され、特定空家等ではないと認めるときは、遅滞なくその旨の通知を特定空家等認定解除通知書（様式第4号）により行うものとする。

(助言又は指導)

第6条 空家法第14条第1項の助言は、原則として口頭により行うものとする。

2 空家法第14条第1項の指導は、空家等適正管理指導書（様式第5号）により行うものとする。

(勧告)

第7条 空家法第14条第2項の勧告は、勧告書（様式第6号）により行うものとする。

(命令)

第 8 条 空家法第 14 条第 3 項の命令は、命令書（様式第 7 号）により行うものとする。

(事前通知書)

第 9 条 空家法第 14 条第 4 項の通知書は、命令に係る事前通知書（様式第 8 号）とする。

(意見書)

第 10 条 空家法第 14 条第 4 項の意見書は、意見書（様式第 9 号）とする。

(意見聴取請求)

第 11 条 空家法第 14 条第 5 項の請求は、意見聴取請求書（様式第 10 号）により行うものとする。

(意見聴取通知)

第 12 条 空家法第 14 条第 7 項の通知は、意見聴取実施通知書（様式第 11 号）により行うものとする。

(行政代執行)

第 13 条 空家法第 14 条第 9 項の自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせること（以下「代執行」という。）のための行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号。以下「代執行法」という。）第 3 条第 1 項の戒告は、戒告書（様式第 12 号）により行うものとする。

2 代執行に係る代執行法第 3 条第 2 項の通知は、代執行令書（様式第 13 号）により行うものとする。

3 代執行に係る代執行法第 4 条の証票は、執行責任者証（様式第 14 号）とする。

(行政代執行に要した費用の通知等)

第 14 条 代執行に要した費用（以下「費用」という。）の徴収に係る代執行法第 5 条の納付の命令は、代執行費用納付命令書（様式第 15 号。以下「命令書」という。）により費用の納付義務者（以下「納付義務者」という。）に対して行うものとする。

(督促)

第 15 条 命令書に記載された納付期限までに、納入義務者から費用の納付がされないときは、その納付期限後 20 日以内に代執行費用納付督促状（様式第 16 号。以下「督促状」という。）を納付義務者に発し、当該督促状の発送日から起算して 10 日以内の納付期限を定め、費用の納付を督促するものとする。

(滞納処分による代執行費用の徴収)

第 16 条 督促状に記載された納付期限までに納付義務者から費用の納付がされない

ときは、代執行法第6条第1項の規定による国税滞納処分の例により、徴収するものとする。

(代執行費用徴収職員)

第17条 市長は、空家に関する事務に従事する市職員及び一関市市税条例(平成17年一関市条例第46条)第2条第1号の徴税吏員を代執行費用徴収職員として委任し、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1) 費用の徴収のための質問又は検査及び調査に関すること。

(2) 費用の滞納処分に関すること。

2 代執行費用徴収職員は、前項各号の事務を行うときは、代執行費用徴収職員証(様式第17号)を常に携帯し、関係者の請求があった場合は、これを呈示しなければならない。

(準用)

第18条 第13条第3項及び第14条の規定は、空家法第14条第10項に規定する処分について準用する。

(標識)

第19条 空家法第14条第11項の標識は、標識(様式第18号)とする。

(公告及び公示の方法)

第20条 空家法第14条第7項及び同条第10項の公告は、一関市公告式規則(平成20年一関市規則第25号。以下「公告式規則」という。)により行うものとする。

2 空家法第14条第11項の公示は、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則(平成27年総務省令・国土交通省令第1号)で定める方法のほか、公告式規則により行うものとする。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

一関市長



空家等立入調査通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第9条第2項の規定による立入調査を下記のとおり実施しますので、同条第3項の規定により通知します。

記

1 対象となる物件

所在地

所有者の住所

氏名

2 立入調査日時 年 月 日 時 分～ 時 分

3 実施の理由

様式第 2 号（第 4 条関係）

（表面）

第 号
立入調査員証
所 属 職 名 氏 名
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 9 条第 2 項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。
年 月 日 発行
一関市長 印

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）（抜粋）

第 9 条 （略）

2 市町村長は、第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項に規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その 5 日前までに、当該空家等の所有者に対しその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第 2 項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第 2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第 号
年 月 日

様

一関市長



特定空家等認定通知書

あなたが所有する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項の「特定空家等」に該当すると認められましたので通知します。

今後、特定空家等の状態が改善されない場合は、法第14条第1項の規定による助言又は指導を行うこととなります。

記

1 対象となる物件

所在地

所有者の住所

氏名

2 特定空家等と認められる理由

3 その他

- 内容について不明な場合、すでに何らかの措置を行った場合、改善方法等について情報の提供が必要な場合は、担当まで連絡ください。

第 号
年 月 日

様

一関市長



特定空家等認定解除通知書

あなたが所有する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項の「特定空家等」とする認定を解除しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 対象となる物件
所在地
所有者の住所
氏名
- 2 認定を解除した日
- 3 認定を解除した理由

第 号
年 月 日

様

一関市長



空家等適正管理指導書

あなたが所有する空家等は、 年 月 日付け 第 号、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により、下記のとおり適正な管理を行うよう指導します。

記

1 対象となる物件

所在地

所有者の住所

氏名

2 指導に係る措置の内容

3 指導に至った事由

4 指導の責任者

5 措置期限 年 月 日

6 その他

(1) 指導した措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。

(2) 期限までに指導した措置を実施しない場合は、法第14条第2項の規定により、当該措置をとることを勧告する場合があります。

(3) 勧告を受けた場合は、特定空家等の敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、その敷地について、特例の対象から除外されることとなります。

様

一関市長



勧告書

あなたが所有する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項の特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置を取るよう指導しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

ついては、下記のとおり措置をとることを法第14条第2項の規定により勧告します。

記

1 対象となる物件

所在地

所有者の住所

氏名

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者

5 措置の期限 年 月 日

6 その他

- (1) 勧告した措置を実施した場合は、遅滞なく報告すること。
- (2) 期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- (3) 特定空家等の敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合は、本勧告により、その敷地について、特例の対象から除外されることとなります。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に一関市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、一関市を被告として（訴訟において一関市を代表する者は、一関市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する場合に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

一関市長



命令書

あなたが所有する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項の特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により法第14条第3項の規定による命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても勧告した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

- 1 対象となる物件
所在地
所有者の住所
氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日
- 6 その他
 - (1) 命じた措置を実施した場合は、遅滞なく報告すること。
 - (2) 期限までに措置を履行しない場合、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがない場合は、法第14条第9項の規定により、当該措置について行政代執行の手續きに移行することがあります。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に一関市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、一関市を被告として（訴訟において一関市を代表する者は、一関市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する場合に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

一関市長



命令に係る事前通知書

あなたが所有する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項の特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定により、下記の通り当該措置を命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第14条第4項の規定により、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定により、本通知の交付を受けた日から5日以内に、一関市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1 対象となる物件

所在地

所有者の住所

氏名

2 命じようとする措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

5 意見書の提出期限 年 月 日

6 その他

- ・ 命じようとする措置を実施した場合は、遅滞なく報告すること。

年 月 日

意見書

一関市長 様

提出者 住 所
氏 名
電話番号

私が管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第4項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

空家等の 所在地等	
命令の原 因となる 事実につ いての意 見	
証拠書類 の提出	有（書類の名称： ） ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上添付すること。
- 2 証拠書類等を提出するときは、添付すること。

年 月 日

意見聴取請求書

一関市長 様

提出者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により命令に係る事前通知があった空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条第 5 項の規定により、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を請求します。

第 号
年 月 日

様

一関市長



意見聴取実施通知書

年 月 日付けで請求のあった空家等適正管理に係る意見聴取について、
下記のとおり実施しますので通知します。

記

1 対象となる物件

所在地

所有者の住所

氏名

2 命じようとする措置の内容

3 意見の聴取の期日 年 月 日

4 意見の聴取の場所

様

一関市長



戒告書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたが所有する下記特定空家等の を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条第 9 項の規定により、当該特定空家等の を代執行いたしますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号。以下「代執行法」という。）第 3 条第 1 項の規定により、その旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、代執行法第 5 条の規定によりあなたから徴収します。また、代執行によりその物件およびその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 規模
- (5) 所有者の住所

氏名

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内の一関市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、一関市を被告として（訴訟において一関市を代表する者は、一関市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する場合に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

一関市長



代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有する下記特定空家等を
年 月 日までに するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行され
ませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14
条第 9 項の規定により、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和 23 年法
律第 43 号。以下「代執行法」という。）第 3 条第 2 項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、代執行法第 5 条の規定によりあなたから徴収しま
す。また、代執行によりその物件およびその他の資材について損害が生じても、その責任は
負わないことを申し添えます。


記

- 1 代執行により する物件
住所
種別
- 2 代執行の時期 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 執行責任者
- 4 代執行に要する費用の概算見積額 約 円

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に一関市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、一関市を被告として（訴訟において一関市を代表する者は、一関市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する場合に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（表面）

		第 号
執行責任者証		
職 名		
氏 名		
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。		
年 月 日		
	一関市長	
記		
1 代執行をなすべき事項		
2 代執行をなすべき時期		
年 月 日から	年 月	日までの間

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）（抜粋）
第 14 条 （以上略）
9 市町村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同行の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）（抜粋）
第 4 条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第 号
年 月 日

様

一関市長



代執行費用納付命令書

あなたが所有している空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条第 9 項の規定による代執行を 年 月 日に行ったので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 5 条の規定により、下記のとおり当該代執行に要した費用を納付するよう命令します。

なお、この命令書は、地方自治法第 231 条の規定による納入の通知を兼ねます。

また、指定された期限までに納付されないときは、国税滞納処分の例により徴収します。

記

1 対象となる物件

所在地
建築物等の概要

2 代執行の内容

3 代執行を行った経緯及び理由

4 納付金額 金 円

5 金額内訳

6 納付期限 年 月 日

7 納付方法 同封の納付書により納付してください。

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に一関市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、一関市を被告として（訴訟において一関市を代表する者は、一関市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する場合に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

一関市長



代執行費用納付督促状

あなたに対し、 年 月 日に行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 5 条の規定により納付命令を行い、併せて地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の規定により納入の通知を行いました。が、いまだ納付がありません。

よって、一関市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成 17 年一関市条例第 50 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり納付するよう督促します。

記

1 督促の対象

(1) 年 月 日付け 第 号で命令した代執行に要した費用

(2) 金 円

(3) 納付期限 年 月 日

2 本督促状における指定納付期限 年 月 日

3 納付方法 同封の納付書により納付してください。

4 その他

(1) 条例第 3 条の規定により、督促手数料を徴収します。

(2) 条例第 4 条の規定により、納付期限（ 年 月 日）の翌日から完納の日までの日数に応じて計算された延滞金を徴収します。

教示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に一関市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、一関市を被告として（訴訟において一関市を代表する者は、一関市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことをした知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する場合に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（表面）

第	号	代執行費用徴収職員証	
所	属		
職	名		
氏	名		
	生年月日		
	年	月	日発行
		一関市長	印

（裏面）

1	本証は、代執行費用の徴収に関する事務を行う場合には必ず携帯しなければならない。
2	本証は、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
3	本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4	代執行費用徴収職員でなくなったときは、直ちに返還しなければならない。

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項の規定により措置をとることを、
年 月 日付け 第 号により命ぜられています。

記

1 対象となる物件
所 在 地

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

5 措置の期限 年 月 日